

# 大崎市役所新庁舎カフェ 運営事業者募集について

市では、新庁舎の基本方針のひとつとして「みんなに利用しやすく、親しみのある庁舎」が掲げられており、市民同士の交流の場としての機能のひとつとして、庁舎内にカフェスペースを設置することから、その運営事業者の方を募集します。

## 応募方法

### ○応募書類受付期間

令和5年2月3日8時30分から令和5年2月17日午後5時まで（必着）

### ○応募書類提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。持参による場合は、市役所開庁時間内にすること。

なお、詳細は大崎市のWEBサイトでご確認ください

<https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/jigyoshamuke/13961.html>



問い合わせ先

〒989-6188 大崎市古川七日町1-1 市役所西庁舎4階  
大崎市市民協働推進部政策課 庁舎整備調整担当 佐藤健一  
電話番号：0229-23-2129 ファクス：0229-23-2427

## 大崎市役所新庁舎カフェ運営事業者募集実施要項（抜粋）

### ○事業の目的

大崎市では、新庁舎の基本方針のひとつとして「みんなに利用しやすく、親しみのある庁舎」が掲げられており、市民同士の交流の場としての機能のひとつとして、庁舎内にカフェスペースの設置を予定している。

より賑わいのある交流施設とするため、来庁者及び職員等に飲食や軽食等の質の高いサービスを提供できる事業者を公募により選定する。

- (1) 事業内容 カフェの運営（飲料および軽食等の提供、一部物販）
- (2) 実施場所 大崎市新庁舎 延床面積 12,805 m<sup>2</sup>  
(うちカフェ 面積 11.52 m<sup>2</sup>)
- (3) 貸付料 年額 340,800 円
- (4) 貸付期間 業務開始予定日（令和5年5月8日）から5年間
- (5) 営業日 庁舎開庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始を除く日）は原則とするが、閉庁日も営業可能である。
- (6) 営業時間 午前9時から午後9時までの範囲内で事業者が定める時間とする。ただし、午前10時から午後3時までの時間帯を基本とする。

### ○選定方式

市民等の憩いや、交流の場の核となり得るカフェ運営であることから、事業者の能力などを総合的に判断する必要があるため「提案書」の内容評価により事業者の選定を行う。

### ○スケジュール

- ・ 公募開始（市ウェブサイト等掲載） 令和5年1月17日（火）
  - ・ 質問書提出締め切り 令和5年2月3日（金）
- ※質問がある場合は、様式1号の質問書によりメールで提出すること。
- ・ 質問の回答
- ※令和5年2月10日（金）までに市ウェブサイトで公表します。
- ・ 応募書類提出締切 令和5年2月17日（金）
  - ・ 審査期間 令和5年2月中旬
  - ・ 審査結果発表 令和5年2月下旬

### ○応募書類受付期間

令和5年2月3日から令和5年2月17日午後5時まで（必着）

### ○詳細情報は大崎市ウェブサイトに掲載

<https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/jigyoshamuke/13961.html>

- 問合せ先 大崎市市民協働推進部政策課 庁舎整備調整担当 佐藤健一  
〒989-6812 大崎市古川七日町1番1号  
電話 0229-23-2129 F A X 0229-23-2427  
Eメール [seisaku@city.osaki.miyagi.jp](mailto:seisaku@city.osaki.miyagi.jp)